

大和市告示第76号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、指定収集袋を使用して排出する場合に係る事業系一般廃棄物処理手数料及び家庭系廃棄物処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成24年4月5日

大和市長 大 木 哲

- 1 受託者の名称 大和商工会議所
会頭 山崎 貞雄
- 2 受託者の所在地 大和市中心一丁目5番40号
- 3 委託期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで